申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	議会事務局
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項準用)
処 分 権 者	監査委員
根拠規定	地方自治法施行令第 99 条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	地方自治法施行令第91条第2項
審査基準	■設定 □未設定 普通地方公共団体の事務の監査の請求があったときは、当該監査委員は、直ちに選挙管理委員会に対し、事務監査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日